

小田原都市計画地区計画鬼柳地区地区計画における「卸売業に関する事務所又は倉庫」の解釈基準

小田原都市計画地区計画鬼柳地区地区計画（以下「鬼柳地区地区計画」という。）に規定する「卸売業に関する事務所又は倉庫」とは、次の業務を行う事務所又は倉庫をいう。

- 1 小売業又は他の卸売業に商品を販売すること。
- 2 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売すること。
- 3 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売すること。
- 4 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く。）
- 5 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをすること。
- 6 上記の業務に関連する加工、包装、運送又は保管の業務に該当するものとして市（担当は、経済部商業振興課）が認めるもの。